

## 牛久保東町内会館管理運営規程

第1条 この規程は、牛久保東町内会館(以下「会館」という。)の管理・運営並びに使用に関する事項を定める。

第2条 この会館は、町内会会員の親睦と福祉の増進を図ると共に、会員の資質を高める場として会議・研修・サークル活動等の地域発展のために使用されることを目的とする。

第3条 会館の管理・運営は、町内会の役員会が当たり、主に次の業務を行う。

- (1) 防火管理
- (2) 建物、器具、備品、什器類等の保全管理
- (3) 館内の秩序維持、使用状況の把握
- (4) 経費収支状況の管理
- (5) 会館内外の清掃、植栽美化等の管理

第4条 会館管理運営の責任者は町内会長が当たり、管理者は総務部長及び会計が当たる。

第5条 管理者は、使用に関する業務、経費の収支を担当し、使用状況、経費の収支内容を必要に応じ役員会に報告する。

第6条 会館の使用を希望する団体は、別記の使用申込書により管理者に申請する。

第7条 会館の使用申請に対し、管理者は町内会活動に支障のない限り許可する。ただし、次の事項に該当する場合は許可しない。

- (1) 町内会館の設置目的に反するとき。
- (2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれのあるとき。
- (3) 騒音その他で近隣に迷惑をかけるおそれのあるとき。
- (4) 町内会館の管理上支障があるとき。

第8条 使用者が、建物、器具、備品等に損害を与えたときは使用者の責任とし、管理者はその実費の弁償を求める。

第9条 会館の使用手続きと使用料金については細則で別に定める。

第10条 この管理規程に定めなき事項は、町内会役員会でその都度協議し定める。

第11条 この規程の改廃は、町内会役員会において行う。

### 附 則

この規程は、平成23年4月1日から実施する。